

「都市計画法に基づく開発行為等の規制に関する細則の一部を改正する規則」の概要

1 改正の背景及び理由

「都市計画法に基づく開発行為等の規制に関する細則（以下「細則」という。）」に基づく各種様式の押印については、「押印を廃止するための神奈川県規則の一括改正」により、押印の廃止を令和3年9月に実施しました。

一方、細則第4条の「省令第17条第1項第3号に規定する同意を得たことを証する書類（第2号様式）」については、土地の所有権等の権利者の意思を確認する重要な書類であることから、これまで運用により印鑑登録をしたものと同じのもの（以下「実印」という。）の押印を求めてきたところですが、今回、改めて実印の押印を様式に位置付けることとします。

また、都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）の改正によるもの等、その他所要の改正も併せて行います。

2 改正の内容

(1) 実印が必要となる様式の改正

- ・ 第2号様式（開発行為の施行等の同意書）について、実印の押印を位置付ける。
- ・ 実印の押印に併せて、印鑑証明書等を添付することとする。
- ・ 電話番号については、不要な個人情報であることから削除する。

(2) その他の改正

- ・ 「畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律」の改正に伴う都市計画法施行規則の改正（第60条に第2項を追加）による項ずれの対応
- ・ その他都市計画法改正に伴い生じた条文の修正等を行う。

3 施行日

公布の日から施行する。